

「教養教育」評価報告書

(平成12年度着手継続分 全学テーマ別評価)

滋 賀 医 科 大 学

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

○大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

○全学テーマ別評価「教養教育」について

1 評価の対象

本テーマでは、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育の内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く 95 大学）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 4 つの評価項目により実施した。

実施体制、教育課程の編成、教育方法、教育の効果

3 評価のプロセス

- (1) 評価の準備のため、各大学の目的及び目標、取組状況等を調査し、実状調査報告書として平成 13 年 9 月に公表した。
- (2) 大学においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構へ提出した。
- (3) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月に評価結果を決定した。
- (4) 機構は、評価結果に対する対象大学の意見の申立ての処理を行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「教養教育に関する考え方」及び「教養教育に関する目的及び目標」は、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
 - ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
 - ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
 - ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
 - ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。
- （教育の効果の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学の設定した目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価に用いた観点及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：滋賀医科大学
- 2 所在地：滋賀県大津市
- 3 学部・研究科の構成
(学部) 医学部 (学科) 医学科・看護学科
(研究科) 大学院医学系研究科
- 4 学生総数及び教員総数
学生総数 1,053 名 (うち学部学生 877 名)
教員総数 279 名

5 特徴

大学の概要

- ・昭和 49 年 滋賀医科大学 (医学部医学科) 設立
- ・昭和 56 年 大学院医学研究科設置 (博士)
- ・平成 6 年 医学部看護学科設置
- ・平成 10 年 大学院医学系研究科設置 (修士)

学生定員

- ・医学部医学科 収容定員 595 名
入学定員 95 名
第 2 年次後期編入学定員 5 名
- ・医学部看護学科 収容定員 260 名
入学定員 60 名
第 3 年次編入学定員 10 名

専任教員数

総数 279 名
(内訳) 学長 1 名
副学長 2 名
外国人教師 1 名
教務職員 7 名
その他 268 名

卒業生

- ・医学科：本年第 22 期が卒業し、医学・医療の分野の第一線で広く活躍。
- ・看護学科：同第 4 期が卒業し、看護師・保健師等として医療・保健・福祉の領域で活躍。

まとめ

昭和 49 年 10 月、国の一県一医科大学構想のもと、医学部医学科のみの単科医科大学として、滋賀県大津市瀬田月輪町に設立。その後、平成 6 年に看護学科を設置。

教育機関として医学部以外に滋賀医科大学大学院医学系研究科があり、博士課程と修士課程を設置。

種々の研究補助センター以外に分子神経医学研究センターを有する研究機関及び、附属病院を有する教育機関。

教養教育に関する考え方

大学から提出された自己評価書から転載

卒業生の活動分野

- ・滋賀医科大学は医学部みの単科大学
- ・医学科からは医師に、看護学科からは看護師・保健師になるものが圧倒的
- ・ほとんどすべてが広い意味での医療の分野が活動拠点 (学問や行政の道に進む者を含めても)

医学・看護学の分野

- ・自然科学と人文・社会科学のしっかりした基礎の上に築かれる高い専門知識と技能を必須とする分野
- ・患者という人の生命を直接の対象とする職業
- ・確固たる倫理観と幅広い教養の体得が求められる
- ・以上は、本学で「基礎学課程」と称する一般教養担当教官のみならず、医学・看護学の専門課程教官を含めたすべての構成員が一致して持つ認識

一般教養の必要性

- ・「教養不要論」は本学では皆無 (上記認識が根拠)

学生の要望及び取り囲む現状

- ・学生の不満「高校と同じ授業の繰返し」(誤解か?)
- ・不満は入学当初の高い意欲に対する反動
- ・入学当初の高い意欲を有効利用する方策が必要
- ・最近の分子生物学分野の発展は目覚ましく、医学を学ぶための必要な基礎知識も年々増大
- ・以上の現状をふまえ、教養教育カリキュラムにも医学や生命科学の基礎的教育を目的とする科目が増大中

結論

- ・本学においては、教養教育を医学・看護学の高くかつ最先端の専門的知識と技能を学ぶための基礎教育と、医療従事者としての確固たる倫理観や幅広い教養を培うことととらえる

教養教育に関する目的及び目標

大学から提出された自己評価書から転載

1 目的

「幅広い教養と医学及び看護学に関する高い専門的知識及び技能を授けるとともに、確固たる倫理観を備え、有能にして旺盛な探求心を有する人材を育成することを目的とし、もって医学及び看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献する」(学則第1条から抜粋)。

これは、本学創設の理念に沿った基軸となる思想である。具体的には、知育教育の大きなウエイトを教養教育におき、全学的体制により学生のニーズを捉えながら実践することにある。学生ひとりひとりの創造性の才能を伸ばし、感性豊かで、かつ人間性に富んだ、医療人および研究者を育成することが、究極の目的である。

2 目標

(1) 教養教育の全学実施体制を確立

- ・総合教養教育機構による全学的体制をさらに進展
- ・教養教育の専任組織を改組、体系的教育の組織構築
- ・生命科学・医療文化学を大講座化、専門課程に編入
- ・入学から卒業までの一貫教育体制の実効的な運用
- ・学生のニーズ把握(授業評価)等の制度構築

(2) 確固たる倫理観の育成

- ・医学・医療の人材に必須な倫理思想の教育体制
- ・哲学(倫理学)の専任教授を優先配置

1) 教養教育における医学倫理教育

[医学科・看護学科]

- ・社会学の視点からの医療倫理の必修

[医学科]

- ・「医の倫理」の必修

[看護学科]

- ・「看護基礎理論」の必修
- ・「基礎看護実習」による早期体験学習の必修

2) 解剖体験式への参加

[医学科・看護学科]

- ・新入生が参加、生命倫理の体験的修得

(3) 幅広い一般教養の体得

[医学科]

- ・一般教養科目のうち「基礎人間科学」26科目を開講
- ・上記のうち13科目26単位を1年半で選択必修

[看護学科]

- ・「人文科学」と「社会科学」で各々5科目を開講
- ・上記の各々4科目8単位を1年で選択必修

(4) 医学の基礎学力と旺盛な探求心の育成

- ・数学・物理・化学・生物を医学の基礎と位置付け
- ・自然科学系を統合、「基礎生命科学」として一貫教育
- ・講義16科目・実習3科目から25単位を選択必修
- ・高校での未履修者に対し、「自然科学入門」を教育
- ・「基礎有機化学」と基礎医学(生化学)との連携教育
- ・「医学・生命科学入門」で先端医学への好奇心を惹起
- ・「人間科学研究」に少人数・問題解決型の学習導入
- ・従来の物理・化学・生物の実習必修を再編、3教科合同の「基礎科学研究」により能動学習を促進
- ・理系「生命科学」と文系「医療文化学」の有機的な教育体制による探求心の育成
- ・招聘講演による「医学特論」で新入生のモチベーションを向上

(5) 情報収集・コミュニケーション能力の育成

- ・情報収集と意志疎通能力の育成は、現代教養の基盤

1) 情報収集能力

[医学科・看護学科]

- ・専任教授による「情報処理学」の講義・実習
- ・1人1台のパソコン教育の実施
- ・入学時にメールアドレス配布、IT適応能力の向上

[看護学科]

- ・「医療情報論」の講義・実習

2) コミュニケーション能力と外国語教育の充実

[医学科]

- ・「外国語Ⅰ」: 英語と英会話実習を実施
- ・「外国語Ⅱ」: 独・仏・中国語の選択肢を提供
- ・「医学英語」を第3学年に実施、医学・医療に活用
- ・「日本語表現法」を開講、意志疎通能力の向上

[看護学科]

- ・「外国語」: 英・独語と英会話実習を実施
- ・「人間関係論」、「コミュニケーション論」を実施

評価項目ごとの評価結果

1. 実施体制

目的及び目標の達成への貢献の状況

教養教育の実施組織に関する状況について

教育課程を編成するための組織としては、平成9年度に滋賀医科大学総合教養教育機構を設立し、基礎学・基礎医学・臨床医学の各課程、および看護学科の全教員で構成され、教養教育を全学で対応する体制が整備された。平成14年度には、教員組織の教養基礎学学科目制を基礎医学講座に属する大講座制（生命科学講座と医療文化講座）に変更し、各々に主任教授を置くことで教養基礎学課程と基礎医学課程の関連が深まっている。これらの体制が、体系的に機能しており、相応である。

教養教育を担当する教員体制としては、全学出動体制を採用しており、教養担当専任教員13名（医学科28科目、看護学科14科目）に専門教育担当教員42名中26名がオムニバスで参加するなどしており、非常勤講師は、医学科・看護学科合わせて58名（医学科34科目のうち28科目は単独で担当、看護学科13科目のうち12科目は単独で担当）で実施している。これらのことから相応である。

教養教育の実施を補助・支援する体制としては、補助・支援する体制としては、実験・実習にあたり教務職員（3名）を動員するほか、臨床医学講座より助手（2名）を配備している。TAは、教養教育科目を担当する専門課程所属教員への支援のみとなっている。これらのことから相応である。

教養教育を検討するための組織としては、総合教養教育機構運営委員会が全学にわたる問題を体系的に取り上げ、教務委員会によって検討をしたものが教授会で承認され、生命科学・医療文化の両講座に学長を加えた基礎学課程協議会において実施案として取りまとめられており、相応である。

目的及び目標の周知・公表に関する状況について

目的及び目標の趣旨の教職員・学生等における周知としては、大学案内・講義概要・履修要項をパンフレットや冊子で配布するとともに、ポスター・電子掲示板・学内LAN・大学HPによって教職員や学生に周知を図っている。すべての教職員と学生がメールアドレスを所有し、学内LAN・大学HP・電子メールによる情報を受けられる。これらのことから相応である。

目的及び目標の趣旨の学外者への公表としては、ホームページにおいて大学案内、講義概要等を公開しており、広報誌の学外配布もされ、ホームページアクセスは月平均500件程度であり、これらのことから相応である。

教養教育の改善のための取組状況について

学生による授業評価としては、平成13年度まで教育フィードバック委員会主導で個別に実施され、平成14年度は教育業績評価委員会によって、統一フォーマットとした教育業績評価表に基づく評価が行なわれており、さらに、生命科学・医療文化両講座の一貫性を維持するための点検評価システムを整備済みである。ただし、当面は、専任教員しか対象となっておらず、非常勤講師については予定がなく、一部問題があるが相応である。

ファカルティ・ディベロップメントとしては、平成13・14年度に各1回講演会を開いている。平成14年度には、さらにワークショップを実施している。ワークショップでは、講師以上の教員数131名中60名が参加し、ロールプレイ形式で、シナリオ作成やチューターのあり方等の研修を実施しており、相応である。

取組状況や問題点を把握するシステムとしては、学生課で集めた情報にそって教務委員会と教育業績評価委員会で討議し、そこで出された提案を教授会に報告している。問題点等の把握は、学生向けの意見箱や大学HPに書き込み可能コーナーを設け、寄せられた意見や書き込みを広報誌『勢多だより』などで公表している。また、学年単位に学長が学生と懇談する機会を持ち、意見を聴取している。クラス担任と学年担当が必要に応じて指導・助言する制度があり、とりわけ1年生の場合、数名ごとにきめ細かく対応しうるアドバイザーが配置されており、これらのことから相応である。

問題点を改善に結びつけるシステムとしては、データベース化された学生アンケートの調査結果を、教育担当副学長のイニシアチブのもとに総合教養教育機構・教育業績評価委員会・教務委員会で検討するシステムである。検討の結果は、各教員にフィードバックされており、これらのことから相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

積極的に向いて学生の声を聞くばかりでなく、手元に集まった意見や感想を広く公表する取組は、特に優れている。

2. 教育課程の編成

目的及び目標の達成への貢献の状況

教育課程の編成に関する状況について

教養課程の編成の内容的な体系性としては、医学科の教育課程は「教養基礎学課程」「基礎医学課程」「臨床医学課程」で、看護学科は「教養基礎学課程」「看護学専門課程」で編成され、それぞれが相応なものとなっており、また、生命科学・医療文化の両講座に学長の加わる基礎学課程協議会が、現場での問題を拾い、それを総合教養教育機構で全学として体系的に討議し、さらに教務委員会の専門的な検討を経て教授会が審議・承認する積み上げシステムから、内容面における体系性が保証されている。これらのことから相応である。

教養教育と専門教育の関係としては、教養教育の履修は、前者が原則として医学科で1年半、看護学科では2年となっており、楔型・逆楔型講義の導入によって医学科6年、看護学科4年の一貫教育が成り立っている。たとえば、専門科目（医学概論、医学生命科学入門、細胞生物学、医学特論、人体機構論、生体観察技法、環境論、人間関係論、看護基礎理論、生活援助論）を楔型で第1年次から開講し、高度基礎科目（医の倫理、医学英語、看護原書講読）を逆楔型で第3年次に実施する。また、コミュニケーション能力を高めるため、日本語表現法を第1年次で開講している。総合病院・障害児施設・老人福祉施設などでの体験学習も設けられている。また、生物学や物理学の未履修学生に対する補修講義が平成12年度に開講されている。看護学科の編入生に対して自然科学総論、人間科学総論、小児保健論、看護過程原論の補修講義が行われている。これらのことから相応である。

教養教育の編成の実施形態の体系性としては、自然科学入門・人間科学入門・看護原書講読・看護研究・看護学特別講義は、教養教育における少人数能動教育として開講され、これらは、楔形・逆楔型の柔軟な組み合わせとあいまって、教育課程の編成の実施形態での体系性を生み出すものとなっており、相応である。

授業科目の内容に関する状況について

授業科目と教育課程の一貫性としては、医学科が教養基礎学・基礎医学・臨床医学の3課程を6年間、看護学科は教養基礎学・看護学専門の2課程を4年間でそれぞれ一貫したかたちで編成する。両学科とも、楔型4科目（医学概論・医学生命科学入門・細胞生物学・医学特論と人体機構論・生体観察技法・環境論・人間関係論）、逆楔型2科目（医の倫理・医学英語と看護基礎理論・生活援助論）を組み込んでいる。体験学習や少人数能動学習も、盛り込まれている。これらの授業科目において十分な工夫がされており、相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

3. 教育方法

目的及び目標の達成への貢献の状況

Ⅱ 授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について

授業形態としては、自然科学関係において講義・実験実習、人文・社会科学では講義形式が中心である。スライド・プリント・パワーポイントなどの教育機器は、必要に応じて漏れなく使われる。コンピュータは、マルチメディア教室／マルチメディアセンターに揃っている。インターネットによる図書文献検索方法が、入学後の早い段階に教えられる。第1年次に1クラスを医学科50名、看護学科60名の編成をとっている。また、少人数能動型授業を基礎科学研究と人間科学研究で試みる。医療現場で求められるコミュニケーション能力を培うべく、日本語表現法には入学早々にかなり力を入れている。さらに、インターネットによる図書文献検索方法の修得も行われ、リテラシー教育の集大成として論文作成の試験を、『報告論集』の発刊をとおして課している。これらのことから相応である。

学力に即した対応としては、高等学校で生物学や物理学が未履修であったり、単位を取得できなかったりした学生に対して、補修授業が行なわれる。看護学科における途中編入の学生向けとして、自然科学総論・人間科学総論・小児保健論・看護過程原論を用意している。これらのことから相応である。

授業時間外の学習指導法としては、特にオフィス・アワー等は導入しておらず、平成14年度から編入学生を含む新入学生を対象にアドバイザー制度を実施しており、医学科は、学生3名に1名、看護学科は6名に1名のアドバイザーを全部門の教員が担当している。これらのことから相応である。

シラバスの内容と使用法としては、シラバスには、実施する月日・時限といったスケジュール、講義の内容・予習項目・復習のポイント・参考文献に加えて、体験学習の日程・訪問先の名称・予習準備項目が明示される。それを年度初めに配布したうえで、ガイダンスで詳しい説明を行う。各授業の冒頭で以後の講義について細かなオリエンテーションを実施する。しかし、成績評価の基準は、あらかじめ学生に知らされていない。これらのことから、一部問題があるが相応である。

Ⅲ 学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について

授業に必要な施設・設備としては、全教室にビデオなどの視聴覚機器が完備されているほか、自主学習室やマルチメディア教室を学生は自主的に使える。しかし、すべてが専門教育向けと兼用であり、教養教育のための独自施設ではない。一般教育棟の講義室には、他の講義室の状況からもう少し設備を充実させる必要があるが、これらのことから、相応である。

自主学習のための施設・設備としては、実験実習室のほか、多目的室12室が午後10時まで、学生食堂や福利棟セミナー室

も午後8時まで利用可能となっている。このほか、図書館及びマルチメディアセンターも個人学習の場として利用できる。平成14年度に多目的室6室を増設予定であり、これらのことから、相応である。

学習に必要な図書・資料としては、大学附属図書館において図書については、136,461冊の蔵書数のうち、一般教育関係は24,789冊、雑誌については、2,074冊のうち、一般教育関係は87冊となっている。また、図書の購入に当たっては、学生に必要とされる図書を教員からの推薦により行っている。これらのことから相応である。

IT学習環境としては、主にマルチメディアセンターとマルチメディア教室で尽くされる。同センター演習室には、パソコン76台が設置され、その他、情報検索コーナーや自主学習に供されるマルチメディアホール等にも10台前後のパソコンが設置され、コンピュータ実技はもとより、外国語やIT関連の講習、さらには生命情報科学のDNA解析などが行われており、これらのことから相応である。

Ⅳ 成績評価法に関する取組状況について

成績評価の一貫性としては、成績評価の方法や基準は、学期初めの講義で学生に知られるが、シラバスには記載されていない。試験の形態は、筆記試験・口頭試問・レポートなど、授業の内容に応じて担当教官が決めており、実習の場合、通常の講義にくらべて出席点が重視される。欠席が多いと、筆記試験の受験資格がなくなる。資格試験については、60点を合格ラインとして基準の統一が図られている。成績評価は、担当教官の判断に任されており、一部問題があるが相応である。

成績評価の厳格性としては、成績評価に用いる基準が厳格であるか、その基準に即した成績評価が実際、厳格に行われているかについて、その状況や実績が確認できず、分析できなかった。

Ⅴ 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

4. 教育の効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

履修状況や学生による授業評価結果から判断した

教育の実績や効果について

個々の学生がどの程度、目的及び目標にそった履修をしているのか、どういう科目区分のどのような科目を履修しているのかについては、データがなく、教養教育の授業科目の履修状況としては、再履修登録の状況があり、医学科では、平成 13 年度においては、各科目で人数に幅はあるが 44 科目の不合格者が再履修登録をしており、平成 14 年度においては、41 科目であり、看護学科では、平成 13 年度は、3 学科、平成 14 年度は 1 科目であった。また、進級判定による進級率においては、医学科は第 2～5 学年末で、90%～98%が進級しており、看護学科は第 1～第 3 学年末で、97～8%となっている。教育の実績や効果としては、根拠資料・データが不足しており、分析できなかった。

学生による授業評価結果としては、学生による授業評価を実施し結果が公表されているとの記述はあるものの、具体的な資料・データは示されておらず、分析できなかった。

専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した

教育の実績や効果について

専門教育実施担当教員の判断としては、点検評価委員会を実施したアンケートによれば、教養教育の必要性について、専門教育担当教員は概ね好意的であるが、「科目による」といった留保条件をつける意見も 3 分の 1 ほどみられる。教養教育の専門教育における有用性については、97.6%の肯定的な回答がえられている。これらのことから相応である。

専門教育履修段階の学生の判断としては、専門課程に在学中の現役学生は、「本学の教養教育全般は、あなたにとって有益なものでしたか？」の問いに対し、医学科では、「非常に有益、ないし有益」という意見は 47%、看護学科では、15%と少なかった。これらのことから一部問題があるが、相応である。

卒業生の判断としては、卒後 1 年から 2 年の当該大学附属病院の研修医に対し、上記現役学生と同様に尋ねた結果、44%と上記、現役学生と同程度の結果となった。看護学科の卒業生については、アンケートを行っていない。根拠資料は、部分的であり、高い効果も確認できず、これらのことから、一部問題があるが相応である。

実績や効果の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙がっているが、改善の必要が相応にある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、分析できない状況の項目が多く、該当する内容は把握できなかった。

評価結果の概要

1. 実施体制

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教養教育の実施組織に関する状況、(2)目的及び目標の周知・公表に関する状況、(3)教養教育の改善のための取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程を編成するための組織、教養教育を担当する教員体制、教養教育の実施を補助・支援する体制、教養教育を検討するための組織、目的及び目標の趣旨の教職員、学生等における周知、目的及び目標の趣旨の学外者への公表、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント、取組状況や問題点を把握するシステム、問題点を改善に結びつけるシステムの各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、積極的に外向いて学生の声を聞けばかりでなく、手元に集まった意見や感想を広く公表する取組を特に優れた点として取り上げている。

2. 教育課程の編成

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教育課程の編成に関する状況、(2)授業科目の内容に関する状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教養課程の編成の内容的な体系性、教養教育と専門教育の関係、教養教育の編成の実施形態の体系性、授業科目と教育課程の一貫性、の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

3. 教育方法

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)授業形態及び学習指導法等に関する取組状況、(2)学習環境（施設・設備等）に関する取組状況、(3)成績評価法に関する取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、授業形態、学力に即した対応、授業時間外の学習指導法、シラバスの内容と使用法、授業に必要な施設・設備、自主学習のための施設・設備、学習に必要な図

書・資料、IT学習環境、成績評価の一貫性、成績評価の厳格性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

4. 教育の効果

この項目では、当該大学が有する目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、(1)履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、(2)専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、学生の履修状況、学生による授業評価結果、専門教育実施担当教員の判断、専門教育履修段階の学生の判断、卒業生の判断の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙がっているが、改善の必要が相当にある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、分析できない状況の項目が多く、該当する内容は把握できなかった。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 教育方法 【評価結果】 成績評価の厳格性としては、成績評価に用いる基準が厳格であるか、その基準に則した成績評価が実際、厳格に行われているかについて、<u>その状況や実績が確認できず、分析できなかった。</u> 【意見】 この評価結果は、ヒアリング等における本学側からの意見等が反映されていないため、本学の意見を反映させた評価結果の記載を要望します。 【理由】 本学ではヒアリング時での説明ならびに自己評価書（１１～１２頁）、ヒアリングにおける確認事項等（「教養教育」２２頁）でも記述しているが、本学ではGPA等の導入はしていないものの、各学年における履修科目を指定しており、進級取扱い内規に基づいて卒業までに何度も進級判定の機会を設けている。進級判定は、公には教務委員会を経て、教授会で決定されるが、各教員が成績表を提出する前に、各課程の連絡会等において意見交換を行い客観性を保つよう努力している。 以下が本学での進級判定の現状である ・医学科の進級判定の関門 - 第１学年→第２学年 関門無し。（平成１５年度入学者からは進級判定を行う。） - 第２学年→第３学年 教養科目のすべてと指定する専門科目を修了していること。 - 第３学年→第４学年 指定する専門科目を修了し、指定する試験に合格していること。 - 第４学年→第５学年 指定する専門科目を修了し、臨床実習前の試験に合格していること。 - 第５学年→第６学年 関門無し。（第５学年途中～第６学年途中まで臨床実習） - 第６学年卒業判定 卒業試験に合格すること	【対応】 原文のままとした。 【理由】 左記の評価結果で指摘しているとおり、成績評価の厳格性の観点においては、成績評価に用いる基準が厳格であるか、その基準に即した成績評価が実際、厳格に行われているかについて、その状況や実績を確認することとしていたが、左記の理由に示されている進級判定の取組については、それらを判断できる根拠資料・データの提示がなかったため、当該評価結果とした。

申立ての内容	申立てへの対応
・看護学科の進級判定の関門 第1学年→第2学年 指定する教養科目と専門科目のすべてを修了していること。 第2学年→第3学年 指定する教養科目と専門科目のすべてを修了していること。 第3学年→第4学年 関門無し。(第3学年後期～第4学年前期の1年間看護実習) 第4学年卒業判定 指定する専門科目のすべてを修了し、卒業論文を提出し合格していること。	
【評価項目】 教育の効果 【評価結果】 個々の学生がどの程度、目的及び目標に沿った履修をしているのか、どういう科目区分のどのような科目を履修しているのかについては、<u>・・・・・・根拠資料・データが不足しており、分析できなかった。</u> 【意見】 「根拠資料・データが不足しており、分析できなかった。」との評価であるが、ヒアリング時で説明したこと、特に単科医科大学における教養教育の特性が理解されずに評価されていると思われる。このため、本学の実情を反映した評価結果の記載を要望します。 【理由】 ヒアリング時でも説明したように、本学においては、科目毎に履修すべき学年が決められており、なおかつ医学科においてはクラス別の授業時間表に基づいて授業を実施し、原則として各自の所属する学年(クラス)の授業時間表により履修することになっている。また、積み上げ方式をとっており、進級の要件を満たさなければ次学年に進級できないこと、学生定員が少なく、選択の幅も比較的少ないことが、単科医科大学における教養教育の特性である。 このような特性が理解されているものとして、学生の履修状況を生データ(別紙資料)ではなく、要約して回答したことが、このような評価になった原因であり、総合大学等における教養教育のイメージからすると、説明が不足していたと思われる。 以下が、本学の学生の履修状況である。 医学科は2クラス(50名×2)制、看護学科は1クラス(60名)制をとっている。 医学科：1学年合同または看護学科学生と合同授業 (1学年前期9科目、後期10科目、2学年前期10科目) 看護学科：医学科学生との合同授業(1学年前期3科目)	【対応】 原文のままとした。 【理由】 左記の評価結果で指摘しているとおり、当該評価項目においては、学生の履修状況から見た教養教育の実績や効果については、個々の学生がどの程度、目的及び目標に沿った履修をしているのか、どういう科目区分のどのような科目を履修しているのかという視点から、登録状況、成績状況を含む単位取得状況等の分析をし評価をすることとしていたが、提出された根拠資料・データでは判断することができなかったため、当該評価結果とした。

申立ての内容	申立てへの対応
(以上、ヒアリングにおける確認事項等(全学テーマ別評価「教養教育」5頁, 17頁)) 医学科・看護学科ともに開講している授業科目数が少なく、選択科目が限られているうえ対象学年を限定しており、1年間に多くの履修登録を行うことはできない仕組みになっている。 (専門科目はすべて必修科目である。) 上記の記載に加えて、医学科および看護学科の教養科目の科目区分毎の修了要件と実際に開講している授業科目の単位数を明示したうえで、再履修登録者数と進級率で表した。 (以上、ヒアリングにおける確認事項等(全学テーマ別評価「教養教育」24～25頁)) 学生の履修状況について、別紙資料(授業科目履修者数)から、次のことがいえる。 (医学科) 平成13年度から開講科目を増やしたことにより、若干、選択の幅が広がったが、基礎人間科学以外は十分な選択の幅があるとはいえない。 ほとんど全員が履修登録し、実際に履修する科目が大半であるが、ほとんど全員が履修登録するが途中で履修を放棄している科目、少数の希望者のみが履修登録している科目に区分できる。 再登録者は、1～2科目を除き1桁となっており、定められた期間内(2学年末まで)に修了要件を満たさなければ次学年(3学年)に進級できないシステムをとっていることの効果が現れている。 (看護学科) 定められた期間内(学年末まで)に修了要件を満たさなければ次学年に進級できないシステムをとっている。 選択の幅は、医学科よりもやや狭く、各科目区分毎に1～2科目、2～4単位程度の余裕しかないため、履修登録者が半数程度となっている科目は次の3科目のみとなっている。 英語, 英語実習, ドイツ語 (各1単位)	

特記事項

大学から提出された自己評価書から転載

滋賀医科大学では、医科単科の特性を生かし、医学科 6 年・看護学科 4 年の一貫教育体制を主軸としてきた。これにより、知識詰め込み教育に偏ることなく豊かな教養を備えた良き医療人・研究者を育成するという設立理念に合致した、教育実践が可能となっている。

このような教育実践は、教育の実施体制、教育課程の編成および教育方法などを不断に見直し、また教育効果を多面的に検証する等、適正な改善の積み重ねの努力によって支えられている。

最近の大きな改善策として、ながらく問題点が指摘されてきた教養教育の専任教員・学科目制を廃止し、大講座制として基礎医学講座に編入、重大な再編成が実現したことは特筆されよう。

再編後の具体的な骨子は、理系の生命科学講座および文系の医療文化講座を設け、各々に主任教授制を導入することにより、教養教育の一貫性を定期的に点検評価する体制を構築した点にあり、これは教養教育の品質保証システムの確立とも云える。

この再編成による最大のメリットは、専門課程に属する基礎医学講座の構成単位として、より広い視野から教養教育への取り組みが容易になった点である。この改革実現の基盤として、約 10 年間にわたる総合教養教育機構による教養教育の実施実績が挙げられる。

この総合教養教育機構は、基礎医学系および臨床医学系の医学科、看護学科ならびに教養教育担当教官という全学的な組織で構成され、教養教育のあり方を模索し、検討された改善策に沿って全学教官が教養教育の講義・実習にあたる体制が実施されている。

もう一つの大きな改善策は、教育業績評価委員会の立ち上げである。ここでは、本学独自の教育業績評価表を作成し、定型的なマークシート方式の評価表を用い、学生の授業評価を含めた教育の客観的評価に着手している。評価結果は、自動読み取り機にて容易にデータベース化でき、統計的解析など客観的かつ定期的チェックが可能となり、素早い改善への道が拓かれるものと期待される。

最後に、生命情報学、日本語表現法、論文作成法、コミュニケーション能力開発、IT 活用による情報収集の能力開発、学生に必要な教育情報の配信、など医学部の学生にとって有益で、しかも魅力ある新しい教育手法の導入を、本学の教養教育の特記事項に加えておきたい。